

ソーシャルメディア公式アカウントに関する運用管理ガイドライン

亜細亜大学企画部
令和4年5月25日改訂

(目的)

本ガイドラインは、学校法人亜細亜学園（以下、「本法人」という）の教職員および在学生がソーシャルメディアを開設し運用するにあたり、安全かつ効果的に活用するために守るべき遵守事項を定めたものである。

(定義)

本ガイドラインで定めるソーシャルメディアとは、SNS（Twitter、facebook、ブログ、電子掲示板）など、インターネットを利用してユーザー相互にコミュニケーションを行うことのできる情報伝達媒体をいう。

(適用)

本ガイドラインは、学校法人亜細亜学園ソーシャルメディアポリシー（以下、「ソーシャルメディアポリシー」という）に基づき、本法人が事業活動の一環として、ソーシャルメディアをもって、情報発信する際に適用する。

(遵守事項)

法令およびソーシャルメディアポリシーと本ガイドラインを遵守する。

(開設申請)

1. 公式アカウントの開設が事業活動に有益であると判断される場合には、各部門もしくは事業部ごとに公式アカウントの開設を本ガイドラインの管理本部である企画部に申請することができる。
2. 公式アカウントの開設にあたっては「公式アカウント開設申請書」を企画部に提出し、審査を受けるものとする。申請の様式については別紙に定める。
3. 企画部は、申請書を受領後に公式アカウント開設の妥当性、運用可能性、運用危険性の観点から総合的に判断し、妥当と判断される場合には公式アカウントの開設を承認する。
4. 開設が承認されたアカウントは、本法人の公式サイト内に、運用するソーシャルメディアの種類、運用アカウントおよび当該アカウントで表示されるページへのリンクを明記する。これによって当該アカウントが、なりすましでないことの証明とする。
5. 企画部長が必要と認める場合は、一所属で複数の公式アカウントを開設することができる。

(運用全般に関する事項)

1. ソーシャルメディア・ポリシーを遵守し、本ガイドラインに則った運用を行う。
2. ソーシャルメディアの運用は、当該ソーシャルメディアの運営者が発行するアカウントを取得して行う。
3. 運用業務は、公式アカウントの開設を申請した部門もしくは事業部が担当する。各公式アカウントに管理責任者と運用責任者を置くものとし兼務することはできない。
4. 定期的かつ継続的な情報発信に努め、長期間にわたって更新が滞ることのないようにする
5. 投稿の有無に関わらず、管理責任者と運用責任者は日々アカウントのページを確認する。

6. 公式アカウント上でトラブルを発見した場合、もしくはトラブルに発展しそうな場合は速やかに管理責任者および運用責任者から企画部に報告のうえ対応を協議する。
7. 公式アカウントからのコメントおよびダイレクトメッセージへの回答は原則行わない。必要と認められる場合は公式アカウント上での回答は控え、本法人の公式サイトの所定問い合わせフォームへの誘導に留める。
8. 発信する情報については、原則として管理責任者の決裁を必要とする。ただし、次に掲げる場合には、メディアの特性や情報発信の即時性を考慮し、運用責任者の判断により情報を発信できる。
 - 1) すでに公開されている事項について、再度、正しい情報として発信する場合
 - 2) イベントや競技会等の実況・結果について公式見解に基づく情報を発信する場合
 - 3) 法令等で定められている情報を発信する場合
9. 発信する情報の表現はソーシャルメディアの特性を生かし、かつ閲覧者の立場に立って、専門用語の使用を控え、簡潔に平易な言葉で丁寧に表現することに努める。

(管理責任者、運用責任者の資質)

1. 守秘義務や各種法律を遵守し、インターネット上でも良識ある個人、団体であることを常に意識する。
2. ソーシャルメディアを運用する立場を自覚し、インターネットおよびソーシャルメディアに関連する新しい知識や技術を身につける努力を怠らない。
3. 危機管理の意識を徹底し、発信した一つひとつの言葉が、在学生や受験生、その家族など本法人関係者だけでなく、社会全体に影響を持つことを十分に認識し、発信した情報に責任を持つ。

(公式アカウント情報の管理)

1. ユーザー名およびパスワードは、管理責任者が定め管理する。なお、「公式アカウント開設申請書」で申請したユーザー名は企画部の許可なく変更してはならない。
2. 部外者にパスワードを開示してはならない。

(登録の解除等)

1. 「公式アカウント開設申請書」で申請した運用期日をむかえたアカウントは、本法人の公式サイト内で公表していた公式アカウント一覧から削除し、これをもって登録を解除することとする。
2. 企画部長は法令およびソーシャルメディア・ポリシーと本ガイドラインに則り、開設された公式アカウントにおいて重大な利用違反や不正利用が認められた場合、管理責任者に対してアカウントの閉鎖を指示する。

(協議事項)

本ガイドラインに定めていない事項に関しては、管理責任者と企画部が協議して定めるものとする。